

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案」に係る意見募集の結果について

令和7年1月17日

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

## 1. 概要

デジタル庁では、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案」の内容について、以下の要領で、国民の皆様から御意見を募集しました。

○募集期間：令和6年10月22日から11月20日まで（行政手続法に基づく手続）

○提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム及び郵送にて御意見を受付

## 2. お寄せ頂いた御意見

2件

## 3. 御意見の概要と御意見に対する考え方

御意見の概要及び御意見に対するデジタル庁の考え方は、別紙1のとおりです。なお、御意見の内容により整理又は要約しております。

## 4. その他

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案については、本日、公布され、一部の規定を除き情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の日（令和7年4月1日）に施行される予定です。